



栃木労働局発表
令和3年3月19日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課
長 糸賀 政利
障害者雇用担当官 市川 和子
電話：028-610-3557
FAX：028-637-8609

報道関係者 各位

北関東初！「もにす認定企業」を決定

障害者の採用・育成に積極的で雇用・定着状況などが、一定水準を満たしている中小企業を認定する制度（障害者雇用優良中小企業認定制度（もにす認定制度））

厚生労働省では、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、障害者の採用・育成に積極的で雇用・定着状況等の基準を満たしており、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度を令和2年4月から実施しています。

このたび、栃木労働局（局長 藤浪 竜哉）は、下記の企業を認定しました。

今後、認定を受けた企業に対して情報発信を後押しすることなどにより、障害者雇用のロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進を図っていきます。

【認定企業】

○ヘイコーパック株式会社（芳賀町）

業 種：紙加工品製造業



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

とも に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

【認定通知書交付式の開催】

1. 日 時：令和3年3月26日（金）午後2時
2. 場 所：栃木労働局 局長室

（宇都宮市明保野町1-4宇都宮第二地方合同庁舎4階）

※当日写真撮影及び交付式以降の認定企業への取材は可能です。

※取材希望につきましては、事前に職業対策課障害担当（028-610-3557）までご連絡ください。



業種：紙加工品製造業

会社概要：昭和55年創立
 紙袋や包装紙の製造及び加工を行っています。

所在地：〒321-3304
 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井1702-1

ホームページ
<http://heikopac.co.jp>

会社のPR情報

当社は、小型角底紙袋・小型平底紙袋・手提げ角底紙袋などの紙袋や包装紙の製造及び加工を行っています。定番の柄や形はもちろん、トレンドのものから和柄まで…長年の経験と実績でまごころをそえてご提供します。

会社からのメッセージ

— 障害者が会社を救ってくれている —

違うことを認め、学び、思い合う。

一見非効率と思える中にこそ、豊かさを育み人間性を強くする生き方があります。

人材（人財）は企業のアウトプット。

障がい者と共に働くことが、今、企業の健全性を保つ力となっています。

障害者雇用への取組の成果（認定に当たったの評価ポイント）

数的側面

雇用状況	実雇用率	33.99%
	実雇用率（除外率適用前）	33.99%
	障害者不足数	0人
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

質的側面

<p>キャリア形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある社員 1 名をチームリーダーに任命する。 ・ 3 年前以上前から雇用している障がい者の平均年収が、3 年前の平均年収と比較して0.5割以上上昇した。 ・ 令和 2 年 4 月 1 日付採用の障がい者を短時間勤務(5.5h)から 7 時間勤務へ所定労働時間を延長した。
---------------	---

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

<p>組織面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内報ウィークリーにて、社長自ら障がい者雇用の方針や理解促進のメッセージを社員へ発信している。 ・ 従業員は全て人材であるという考え方を基本とし、障がい者も健常者も同一職場で共に働き得る環境作りに努め、業務に応じた教育訓練の機会を捉え相互理解の促進に努めている。 ・ 各部署に支援担当者(生活相談員)を配属し、日常的に支援している。
<p>人材面</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者サポートリーダーを企業在籍型職場適応援助者に養成した。 ・ 障がい者雇用に関する社内研修を実施している。 講師／企業在籍型職場適応援助者

仕事づくり

<p>事業創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去2年間、連続して経常利益が黒字 ・ 障がい者を中心とする部門、「敬愛工房」から敬愛の二文字をとってオリジナルブランド「KEIAI」を立ち上げ、お客様の幅広いニーズに応えるべく付加価値の高い商品作りを取組んでいる。
<p>職務選定・創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ はじめての精神障がい者雇用Aさんの事例 支援機関との連携により本人の不安軽減を図るため、見学⇒実習⇒トライアル雇用の流れで採用 ・ Aさんの心身状態を把握するため日誌を支援ツールとして活用

環境づくり

<p>職務環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①梱包作業設備 ⇒ 金属探知機・はかり ②就労支援機器 ⇒ 昇降機 ③障がい者特性に配慮したレイアウト（バリアフリー化） スロープ・引き戸タイプのドア・トイレ洗面所・駐車場 ④障がい者特性に配慮したマニュアルの作成 ⑤健康管理 ⇒ 産業医による定期巡回（月1回） ストレスチェック（年1回） ⑥福利厚生 ⇒ 会社主催によるイベントの実施 皆勤賞他表彰及び褒賞金の授与
<p>募集・採用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者の職場実習受入れ 毎年、特別支援学校の生徒を受け入れている。 （内、弊社への就労希望者に対しては複数回実施） ②他企業からの障害者雇用に関する見学の受入れ 弊社を会場としての「障がい者雇用推進セミナー」の開催他 他企業からの見学を随時受入れている。 ③障がい者雇用に関するセミナー講師派遣 弊社代表 ⇒ 障がい者職業生活相談員資格認定講習講師 県主催「障がい者雇用推進トップセミナー」講師
<p>働き方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①短時間勤務制度の整備・病気休暇制度(傷病)の整備 何れも取得実績あり
<p>キャリア形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①人事・給与制度の明確化 賃金規定により明確化し事業所内に公開している。
<p>その他の 雇用管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①障がい者の業務管理等のための日報作成 <ul style="list-style-type: none"> ・特定求職者雇用調整助成金対象者に係る日報 ・企業在籍型職場適応援助者による支援記録 ・個々の作業進捗管理表

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。